

## 保険価額について 保険法における定義とその意義

早稲田大学 中出 哲

### 1. はじめに

保険法により 保険契約法理論における多くの論点が立法的に解決され、保険取引の実情を踏まえた規律の整備が図られた。損害保険の基礎理論の中心に位置する被保険利益（3条）や損害てん補の基準（18条）などは、従来からの学説の展開や近時の利得禁止原則を巡る議論はあるものの、商法の条文がほぼ踏襲されていて、継続的な研究領域となっている。

そのなかで目を引くのは、保険法に、保険価額の定義規定（9条）が新たに設けられたことである。この定義は、どのような意義を有するだろうか。

### 2. 保険法における「保険価額」と従来の学説

保険法は、超過保険の規定において「保険の目的物の価額を保険価額という」との定義を設けた（9条）。この用語の利用は、10条（保険価額の減少）、18条（損害額の算定）の第2項、19条（一部保険）および24条（残存物代位）に限られている。商法は、重複保険においても保険価額の利用していたが、保険法は利用していない。

これまで、学説は、保険価額を被保険利益の評価額として理解してきた。超過保険等は所有者利益の保険に限らず、収益や担保権などを利益とする保険にも適合するので、保険法の定義には疑問が示されている。鋭い指摘と認められるが、他の利益の保険の場合には類推適用すればよいので、具体的な支障が生じるとまでは考えにくい。筆者が特に興味を持つのは、保険価額を「被保険利益の評価額」と規定しなかったこと、そして、新たな「保険価額」の定義を設けたことが、保険法の法解釈や損害保険契約理論に与える影響である。

### 3. 保険法におけるいくつかの価額概念

保険法の中で利用されている価額概念をみると、新たに示された保険価額概念との関連から、その解釈に興味をもたれる条項がいくつかある。

「金銭に見積もることができる利益」（3条）を見積もったときの価額とは何か

【平成24年度大会】  
第IIセッション  
報告要旨：中出 哲

---

「損害が生じた地及び時における価額」（18条）の「価額」は、保険価額か別の価額か  
「保険の目的物の価額」（9条）は、18条の規定が契約で変更されていない場合は、「そ  
の時の地及び時における価額」をいうか。新価保険の場合は新価を指すか  
18条2項の「当該保険価額」は、保険契約時の保険価額か、事故時の保険価額か  
仮に9条で保険価額の定義を「被保険利益の評価額」と規定していたらどうなるか

#### 4. 問題提起

従来の学説では、保険価額を被保険利益の評価額と捉えてきた。そして、契約時には保険  
契約の対象を保険価額として経済的に評価して保険料の算定基礎として利用し（保険金額の  
概念は保険価額概念が存在して初めて意味を持つ。）、損害はその利益の毀損とすれば保  
険価額が損害てん補の最高限度となるので、保険価額を超える給付を被保険利益が欠けるも  
のとしてその無効を導くことができた。保険価額概念を利用して、被保険利益と損害てん補  
を結び付けて、契約の入口から出口までを体系的に説明していたといえる。

これに対し、保険法は、保険価額は被保険利益の評価額とは規定していない。契約の有効  
性にかかわる被保険利益の問題と損害てん補の量的評価の問題は、ひとまず切り離されてい  
る。しかも、保険価額は、超過しても直ちには無効とはならない柔軟な超過保険の規整のな  
かの用語として示され、損害てん補の基準としても利用されてはいない（ただし、18条2項  
で再び保険価額用語が利用されていることをいかに解釈するかの問題はある。）。

保険法は、損害保険契約の基礎構造に関わるような部分については、商法の条文をほぼ踏  
襲している。しかしながら、保険価額を物の利益の保険の場合における用語として利用して  
いて、全体として、契約の目的として契約の有効性にかかわる強行法規性のある被保険利益  
の「存在の問題」と、いかなる基準で損害をてん補するかという「評価の問題」（これは、  
広義の利得禁止原則の範囲内で任意性が認められよう。）を切り離して解釈することがより  
自然になっている。また、保険価額を被保険利益の評価額とは定義しなかったことにより、  
被保険利益を価額概念に支配されずに柔軟にとらえる余地も与えているように思われる。

超過保険等に射程範囲が限定されている9条等における保険価額概念から、損害保険の  
基本構造にまで議論を広げることには無理があるかもしれないが、新しい保険法のもとで、  
改めて損害保険の基礎理論を研究することは、十分に意義があるように考えられる。